

平成28年度 社会福祉法人ばなな 法人本部 事業計画

平成28年4月1日～平成29年3月31日

「法人基本方針」

◆ 【法人設立趣意書より】

昭和57年より、障害者作業所を設立以後、いくつかの作業所の設立、運営に携わってきた経験から、作業所運営の目的とその存在意義に多くの課題がある事がわかった。

この度、社会福祉法人を設立し、通所授産施設として再出発することにより、従来の作業所から一歩ふみ出し、障害者の社会参加と自立を実現する手段として、また、真に地域社会の財産としての地位を確保し、併せて、障害者が一人の人間として当たり前の生活を支援するための事業も行う計画である。

◆ 【定款・目的より】

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

◆ 【法人理念】

- 一、障がいがある人の自立を支援し、誰もが、「ふつうの暮らしを幸せに」できる豊かな人生の支援をします。
- 二、地域住民及び関係機関を巻き込み、共に協力し、豊かな福祉づくりを目指します。
- 三、自由な発想の基、みんなが幸せで前向きに働ける豊かな組織づくりを目指します。

◆ 【経営方針より抜粋】

- ④ 質の高いサービスを提供していくためにも、様々な状況や環境の変化によって、多様化する利用者のニーズをいかなる場合も、主観的にならず、利用者のニーズを受容していく。また、職員個人の考察や観点に陥ることなく、関係する機関や組織とも緊密に連携を図り、『利用者の意思と可能性を否定することなく』それぞれに合ったサービスを提供していく。
- ⑤ 昭和55年に、養護学校卒業後の親が集まり、「わが子に、働く場を！！」「働いて、税金を払う！！」との思いで、親の会を結成。法人設立のこの原点をいつの時代になろうとも忘れずに施設経営に努めていく。そして、利用者を支えてこられた、家族の思いや環境にも心を砕き、共感し、「支援者の先輩」という敬意を絶対に忘れずに、利用者及び家族の支援にも努めていく。
- ⑥ 法人が経営する施設には、利用者のことを一番に考え続ける職員を雇用・配置し、さらには、学習会や研修会へも積極的に参加をし、実践を積み重ね、マンパワーの質の向上に努め、職員自身が生涯学習に努めていく。
- ⑦ 施設職員は利用者に対して、『安全と安心』を常に意識して、業務を行っていくことは当然とし、意識の中では、『人は誰でも必ず、ミスをする』ことも冷静に意識をしていく。この二つを併せ持つて、事故発生時の対処方法や未然に防止できる事故の対策などをマニュアル化し、全職員間で、周知し、共有をしていく。

『事業（所）の共通基本方針』

1. 生活介護、就労継続支援B型、居宅介護及び介護保険、グループホーム、相談支援事業者としてのあるべき姿を利用者・ご家族の意見を参考に、今後もバランスのとれた事業運営を進めていく。
2. 高齢化する家族・利用者の現状を考慮し、365日・24時間の充実したサービス提供を今後も課題として、引き続き検討する。特に生活の場でもある、グループホームと居宅介護サービスについては、質の向上を目指していく。
3. 中区作業所交流会、西区作業所ネットワーク、パッセネットワーク、小規模法人連絡会（施設部会）、移動支援ネットワークをはじめ、他事業者との連携及び協力を強化していく。また、積極的に専門機関（中及び西区基幹相談支援センター、授産活動支援センター等）とも、連携を取り合いながら、法人（事業所）として、幅広い見識を活用していく。
4. 他法人との連携（交流） 身体障害者を中心に事業を行っている法人を中心に以下を行う。
 - ・ 研修⇒ア、改正社会福祉法・職員研修のあり方・障害者虐待防止など = 役員・管理職クラス
 - イ、事業内容・事例検討・職員施設実習・障害者虐待防止など = 役職員・支援員
 - ウ、事務処理・報酬請求業務・労務管理 など = 事務員
 - ・ 事業連携⇒居宅介護・移動支援で、サービス提供ができなかった利用者の紹介や受入等

『各事業所の方針と展望及び課題』

《社会福祉事業》

● 通所系

1. モンキーばなな（平成13年01月開設 事業開始より15年3ヶ月）

短期目標：（概ね1～2年）

常勤職員の定着化の推進と合わせ、過重労働とならないように職員の役割分担と資質向上に励んでいく。現在、利用者2.5名に対して、職員1名の配置体制を職員補充が済み次第、速やかに、利用者2.0名に対して職員1名の配置体制へと支援体制の切り替えを実施する。前年度より取り組みだした、開所日の増加については、引き続き、平成28年度以降も実施を行っていく予定。サービスの質を維持しつつ、利用者からの「作業所を利用したい！」という、ニーズには、誠実に受け止め、QOLの向上に努めていく。

中期目標：（概ね3～5年）

利用者の支援区分判定重度化に伴い、生活介護事業は定員10名中、支援区分5・6の利用者が11名となった。（定員125%受け入れ）また、高齢化も進み、手厚い支援体制が必要となってきた。さらに、限られたスペースでの利用のため、軽微な事故やヒヤリハットの発生が後を絶たず（毎年2～3回は発生）、重大事故の発生が懸念される支援環境が続いている。このため、支援環境の劇的な改善を行うべく、「再投下財産」との整合性を取った後、20名定員の生活介護事業所（多機能型含む）の建設を行うものとする。始めに、手厚い支援体制の環境が整い次第、法人内の各事業所とも検討し、建設委員会を立ち上げ、利用者のニーズをくみ取りながら、10年後も利用していただける、作業所の開設を目指していく。

2. サニー・サイト（平成18年04月開設 事業開始より10年）

短期目標：(概ね1～2年)

利用契約者、23名に対しての平均利用者数は、17.8名と定員の20名をも下回っている現状がある。そのため、週平均4日以上を利用される方の急募が必要となっている。平成28年度は積極的に各支援学校へ案内に回り、新規利用者（2名以上）の契約につなげていく。さらに、相談支援とも連携し、当事業所とマッチングしそうな、利用者にアピールを行っていく。また、利用者の高齢化と支援区分判定重度化に伴い、サービス提供の内容も実態と合っていない所も散見されるので、サービス内容を検討していく必要がある。昨年度は介護保険に認定され、利用困難のため、退所された方もいらっしゃるの、介護保険との併用も研修会を重ね、制度概要の把握に努めていく必要がある。

中期目標：(概ね3～5年)

オープンより10年が経過し、施設内の設備損傷が見受けられるようになってきた箇所があり、また、多岐に渡る、障害者を受け入れ続け、サービス内容を見直す時期にもなってきた。そのため、国庫補助の大規模修繕補助を活用し、機能充実の向上をしていかななくてはならない状況が迫ってきている。今後も食品(クッキー)を中心に授産活動を取り組んでいくのかどうか？利用者・家族の意見を着実に受け止めながら、サービスの再構築を図っていく必要がある。

● 居宅系

1. らふたあ（障 害）（平成22年12月指定 事業開始より6年4ヶ月）

短期目標：(概ね1～2年)

平成22年12月創設来より、恒常的に赤字ならないよう、自転車操業の経営体質となっている。法人本部への資金移動等、本来、法人経営のために担うべき体力(資金力)が、まだまだ、身につけていない現状がある。このため、現行のサービス提供責任者の体制は変わらないが、サービス提供時間を適正基準まで、高めていく必要がある。短期目標期間内にて、少しでも、運転資金の積み立てができるように特定事業所加算(Ⅱ)の取得後、サービス提供の質を高めるとともに、経営状態の改善にも力を入れていく必要がある。

中期目標：(概ね3～5年)

年々、増加するサービス提供の依頼に現在、全てにお応えできていない現状がある。業界全体でも深刻となっている人手不足が主な要因のため、登録ヘルパーの定着と採用が喫緊の大きな課題となっている。他事業者との差別化をいかに打ち出し、ヘルパーの採用増へとつなげられていけるかの戦略を立てていく必要がある。相談支援とも連携を図りながら、他事業者の情報収集を行い、中期目標期間内は、需要と供給のアンバランスを解消していく。さらに、登録ヘルパーより、次世代のサービス提供責任者の育成も強力に押し進め、2事業所目の開設を目指していく。

2. らふたあ（介護保険）（平成27年01月指定 事業開始より1年3ヶ月）

短期目標：(概ね1～2年)

障害福祉サービスの居宅介護サービスを利用されていた方々が、65歳と同時に介護保険の訪問介護サービスに機械的に移動せざるを得ないため、今後もらふたあ利用者を積極的に、65歳以

前のままにて、ヘルパー派遣を行っていく予定。また、登録ヘルパーのサービス提供可能時間を再度、把握し直し、法人外の訪問介護サービス契約希望者に対しても、積極的に契約を行っていく方針へと転換を行う。

中期目標：(概ね3～5年)

グループホーム（共同生活援助）担当者とも連携し、居住系の在り方検討会を立ち上げ、65歳以上の高齢障害者の住まいの場の研究を行っていく。

● 居住系（グループホーム）

1. サポートセンターはなのこみち（平成23年07月指定 事業開始より4年6ヶ月）

短期目標：(概ね1～2年)

平成27年秋より、定員10名に対して、空き部屋解消となり、本格的な経営開始となった。この間、毎日、手探りの状態で入居者の生活を支えてきたが、常勤職員1名体制の配置で、過酷な労働状況となっており、平成28年度より、常勤職員2名体制にて、担当も1Fと2Fに分け、さらには、余暇活動、通院の日程調整や日中系サービスとの連絡調整の窓口も役割り分担し、労働状況の改善に努めていく予定である。また、設備面においては、建設当初（入居予定者）は障害支援区分「4」未満の方が、多数を占めていたが、平成28年度現在、7名の方が「4」以上となっており、スプリンクラー必置条件を満たす手前に差し迫っている。平成28年度は国庫補助申請を実施、自己資金（積立金）を活用し、スプリンクラーの設置を行っていく。支援面については、ケースの整理を確実に行うとともに、世話人、支援員の資質向上により一層、努めていく予定である。さらに入居者ごとの個人単位での居宅介護等の利用（ヘルパー利用）を検討し、個々人の生活スタイルに合った、サービス提供を実践していく。

中期目標：(概ね3～5年)

短期目標の期間内でまとめた実践やノウハウを次世代の常勤職員へと継承し、今後もサービスの切れ目が生じないように、サービス提供の万全な体制構築を行う。さらに、意欲のある常勤職員を中心に2ヵ所目のグループホーム開設を目指し、情報収集を行っていく。（中区深井エリア内にて空き地を探していく。）

長期目標：(10年後)

縁あって、当グループホームと契約された方々が、65歳の壁や医療面での支援体制が整わず、介護保険事業の居住施設へと転居されていく方が3名いらっしゃった。高齢障害者になっても、見慣れた職員がそのまま、いつまでも、寄り添いながら、人生を共に歩んでいけるよう、介護保険事業での居住施設の建設を行っていく。らふたあの介護保険事業とも連携・研究を実践し、施設建設に向けての情報収集を行っていく。

● 相談系（計画相談）

1. サポートセンターはなのこみち（平成22年01月指定 事業開始より6年3ヶ月）

短期目標：(概ね1～2年)

平成28年度より、相談支援専門員の配置増を実施。常勤職員の専従者1名と常勤職員の兼任者3名と非常勤職員の兼任者1名の合計5名体制にて、事業の安定化を目指し、より良い、相談支援

サービスの提供を行っていく。平成27年度の契約者数51名から、専従者を配置したことにより、30名以上の方々との新規契約ができるように、精力的に中区を中心にPR活動にも取り組んでいく。現在の常勤職員兼任者3名から1名は、専従者となれるように、業務の引継ぎを行いつつながら、相談支援の業務体制を構築していく。また、地域公益事業の一環として、大阪府社会福祉協議会が推奨する「生活困窮者レスキュー事業」にも、参画し、社会福祉法人としての使命と責任を果たしていく。

中期目標：(概ね3～5年)

介護保険事業にも、ある程度、精通することができる、相談支援専門員の育成に努めていく。堺市の相談支援契約者数が全国平均と比べても、低調となっているため、当事業所も協力を行うとともに、他の指定相談支援事業所とも連携して、地域福祉の向上に積極的に取り組んでいく。

《公益事業》

- **福祉有償運送事業** ⇒ 平成28年度も継続し、らふたあ契約者で移動支援利用限定にて、サービスを提供。極力、大幅な赤字に陥らないように、提供基準については、サービス提供責任者を中心に見極めを行っていく。

《地域公益事業》

- **社会福祉充実残額**を計上し、地域福祉の発展に法人としても、責任を明確にし、事業展開を行っていく。平成28年度中には、定款変更を行い、「生活困難者に対する相談支援事業」を創設し、地域公益事業の充実と拡大を図っていく。

《法人本部事業》

- **理事会・評議員会開催** ⇒ 毎年、5月下旬（決算理事会）・1月（補正予算理事会）・3月下旬（決算理事会）を開催。その他の重要案件の審議に伴う理事会・評議員会は適時開催を行う。
- **事務局（本部）体制** ⇒ 統括主任、事務局長、事務局員で法人経理・総務を統括。
- **法人組織の発展と充実** ⇒
 - ① 事業所責任者会議から**主任会議**へと名称及び参加対象者の見直しを実施し、法人経営のノウハウや将来の幹部（主任）と管理者養成に努めていく。
 - ② 虐待防止委員会の充実化を図り、法人全職員の人権感覚を磨き、権利擁護の意識の徹底に努めていく。主任会議と並行して開催し、毎月、虐待防止の意識共有をしていく。
 - ③ 防災・減災委員会を平成28年度より、立ち上げ、いつ、いかなる時でも、「利用者の生命」を守るため、研究を行っていく。毎月、各事業所からの担当者会議を開催し、法人（事業所）としての災害時の支援体制の構築を行うとともに、地域（自治会）とも連携し、地域の拠点と認識してもらえるように、啓発活動を実践していく。
 - ④ 事務局を中心に法人研修計画を策定し、全職員の資質向上を図っていく。（別表参照）

- ⑤ 常勤職員会議（全常勤職員参加）を定期的開催し、今後の社会福祉法人のあり方や法人事業の充実と拡大発展のために、協議、推進を行っていく。（別表参照）
- 法人広報活動 ⇒ 各事業所より、担当者選任後、法人事務局にて、毎月の更新を行っていく。また、法人機関誌「ばななの木」も、従来通り、年間4回（4月・7月・10月・1月）の発刊を行い、ホームページと合わせて、幅広く、地域住民に対して、情報発信を行っていく。機関紙についても、編集人を選任後、定期的に編集会議の開催を行っていく。また、中区深井清水町を中心に「こんにちはサニー・サイト新聞」に「サポートセンターはなのこみち」の事も発信していき、地域の方への啓発や理解を得られ、地域住民として、住みやすい街づくりを目指す。